

## 問題

次の記事を読んで、今後の学校や地域のあり方について、句読点とも 1000 字以内で述べよ。

### 外国籍の子 教え方模索

外国人の児童生徒が各地で増加し、学校現場での日本語教育の充実の必要性が高まっている。日本での学習に欠かせない日本語をどう教えるか、現場で模索が続いている。

静岡県浜松市の小学校で 1 月上旬、国語の授業が行われた 6 年 2 組の教室には、担任に加え、外国人児童の教育を担当する男性教諭（59）の姿があった。

「どこが印象に残った？」「どう発表したらいいかな？」。男性教諭はブラジルとベトナムから来た 2 人の近くで担任の言葉をやさしい日本語で言い換えた。2 人は日常会話は理解できても、「結論」「観察」など、授業で使われる学習言語はなじみが薄いためだ。

全校児童 425 人の同小には、7 か国の児童 103 人と、両親の国際結婚など外国につながるのがある日本人児童 13 人の計 116 人がいる。このうち 61 人が日本語指導が必要な児童だ。

同小では教室に入っただけのサポートに加え、国語の文章読解や作文などを行う場合は対象児童に別室で授業を行う。男性教諭を含めた担当教員 2 人は担任を持たずに支援に入るが、やさしい日本語でも理解できない児童もいる。そのため、同小にはポルトガル語ができる就学支援員 1 人が常駐し、ポルトガル、中国、スペイン、インドネシア語ができる就学サポーター各 1 人が週 1～2 日、母語に翻訳して学習を支える。

男性教諭は「こうしたサポートがなければ、授業が分からないまま机に向かっていただけになってしまう」と話す。

自動車関連産業が盛んな浜松市では 1990 年代、南米地域からの外国人が急増。2008 年のリーマン・ショック後に減少したが、その後アジア系の外国人が増えた。外国籍の児童生徒は昨年 5 月、過去最高の 1727 人で、出身は 26 か国・地域に上り、市立小中学校の 8 割以上に在籍する。

同市では転入・編入時に児童生徒の日本語力をチェックし、レベルに応じた日本語指導を行う。全く日本語ができない場合は、在籍校の別室であいさつや数の数え方、体調不良の訴え方など学校での決まり事も踏まえて基本的なことから指導。ある程度のレベルにある場合、サポートを受けながら通常の授業に参加したり、別室で指導を受けたりする。市教委は今年度、こうした学習を進めるため、バイリンガル約 50 人と 3 団体の協力を得ている。

生徒を 1 か所に集めて最初に集中的に日本語指導を行う自治体もある。愛知県豊橋市は今年度、指導が必要な中学生を対象にした初期支援校を開校した。

教員が日本語で指導し、難しい言葉については、ポルトガル語やタガログ語などのバイリ

ンガルが通訳する。生徒は週 4 日、初期支援校に通い、週 1 日は在籍校に顔を出す。これを 8 週間行い、まとまった長さの文章を読んだり、書いたりできるようになった上で在籍校に戻り、続けて指導を受ける。初歩的な指導は昨年度までバイリンガルを在籍校へ派遣していたが、生徒が増加する中、効率的な態勢を取り入れた。

### 「学習に支障」 10 年で 1.7 倍

外国籍の児童生徒は 1990 年の出入国管理・難民認定法改正を受け、外国人労働者の流入に伴って増加した。外国籍の児童生徒は義務教育の対象ではないが、国際人権規約に基づき、保護者が公立小中学校への就学を希望する場合は受け入れるなど、日本人と同じ教育を受ける機会を保障している。

文部科学省によると、「日常会話が十分にできない」または「日常会話ができて、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じている」と、学校が判断した児童生徒は 2016 年度に 4 万 3947 人で、10 年間で 1.7 倍に上った。帰国子女や両親が国際結婚した場合など日本国籍の子供も含んでいる。

子供たちは親の都合により、一時的な滞在もあれば、定住の場合もあり、それぞれ事情は異なる。そのため、文科省の手引では、受け入れ時の面接でそれぞれの事情を聞き、指導内容や受験など目標設定に配慮する必要があるとしている。

また、入管難民法改正により 4 月から外国人労働者の受け入れが拡大されることを受け、文科省は 1 月、外国人の児童生徒の教育に関する検討チームを設置。公立学校での教職員・支援員の充実や、情報通信技術（ICT）を活用した教材開発などを議論している。

（読売新聞 2019 年 1 月 31 日朝刊「教育ルネサンス—学校の日本語教育 1」より）